

OCIO（アウトソースド・チーフ・インベストメント・オフィサー）業務 審査基準

I 審査方法

提出された企画提案書等に基づき、国立大学法人熊本大学に設置されたOCIO業務企画競争選定委員会（以下「選定委員会」という。）において企画提案書等及びプレゼンテーションにより選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料を求められることがある。

II 契約予定者の選定方法

提出された企画提案書等及びプレゼンテーションについて、本審査基準に基づき審査を行い、一定の条件を満たす者を契約予定者として選定する。

III 評価方法

評価は、企画提案書等及びプレゼンテーションにより、公募要領「4. 企画提案書等の提出方法等（4）提出する企画提案書等」に記載の各項目に対応する次の審査基準により評価し、選定委員会の各委員が評価した各項目の平均点数を合計したものを企画提案した者の得点とする。

評価項目	評価事項	配点	割合	採点基準	
参加資格	公募要領に記載の要件をすべて満たしているか	0	0	0%	要件を満たしていない場合には失格
提案者の概要	情報管理体制・コンプライアンス体制	0	0	0%	体制が不十分と認められる場合には失格
業務・支援体制	OCIO体制	35	35	18%	非常に優れている【35点】、優れている【25点】、良好【18点】、やや劣っている【10点】、劣っている【0点】
業務の内容・方法	(1) 運用方針の策定支援	135	20	10%	非常に優れている【20点】、優れている【15点】、良好【10点】、やや劣っている【5点】、劣っている【0点】
	(2) 基本ポートフォリオ提案及び見直し提案		30	15%	非常に優れている【30点】、優れている【20点】、良好【15点】、やや劣っている【10点】、劣っている【0点】
	(3) マネージャー・ストラクチャー設計		20	10%	非常に優れている【20点】、優れている【15点】、良好【10点】、やや劣っている【5点】、劣っている【0点】
	(4) ファンド選定		20	10%	非常に優れている【20点】、優れている【15点】、良好【10点】、やや劣っている【5点】、劣っている【0点】
	(5) 運用委託部分のポートフォリオ構築・管理		10	5%	非常に優れている【10点】、優れている【7点】、良好【5点】、やや劣っている【2点】、劣っている【0点】
	(6) モニタリング及びリスク管理		10	5%	非常に優れている【10点】、優れている【7点】、良好【5点】、やや劣っている【2点】、劣っている【0点】
	(7) ガバナンス体制強化支援		15	8%	非常に優れている【15点】、優れている【10点】、良好【7点】、やや劣っている【3点】、劣っている【0点】
	(8) その他業務支援		10	5%	非常に優れている【10点】、優れている【7点】、良好【5点】、やや劣っている【2点】、劣っている【0点】
セールスポイント		10	10	5%	非常に優れている【10点】、優れている【7点】、良好【5点】、やや劣っている【2点】、劣っている【0点】
見積額（税抜）		10	10	5%	固定金額：1000万円は0点として、25万円安くなるごとに1点加算【750万円以下は10点】。
ワークライフバランス等の推進に関する指標	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）	10	10	5%	<ul style="list-style-type: none"> ●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業） ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝4点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝6点 ・認定段階3＝8点 ・プラチナえるぼし認定＝10点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝2点
	次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）				<ul style="list-style-type: none"> ●次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝4点 ・トライくるみん認定＝6点 ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。）＝6点 ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝6点 ・プラチナくるみん認定＝10点
	青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定				<ul style="list-style-type: none"> ●青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 ・ユースエール認定＝8点
合計		200	200	100%	